

さいたま市北区選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市北区選挙管理委員会委員長 新井 嘉

- 1 日 時 令和8年2月5日 午後6時30分
- 2 場 所 北区役所内2階A会議室

北区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和8年2月9日まで）」